

# チャレンジ！みやぎ 500 万本造林事業 低コスト再造林の実践提案募集要項

## 1 趣 旨

将来の宮城県内の森林づくりをけん引する「みやぎ低コスト再造林システム」を構築するため、モデルエリアを設定し、従来の補助事業の枠にとらわれない最新の技術や知見を取り入れた低コストな再造林の実践提案を募集します。

## 2 対象となる取組

別表のとおり例示しますが、これらにかかわらず自由な発想による取組を期待します。

また、「令和3年度 低コスト再造林実践提案事例集」等を参考に、既に取り組みがあったことがある試みであっても、異なる現場・条件下で検証内容の深化に資する取組であれば支援の適用対象とします。

## 3 補助事業の内容（低コスト再造林の実践提案）

モデルエリアの面積に応じ、1件当たり最大5,000千円を上限に補助を行います。

### 【エリア面積】

- ・ 3.0ha 以上 : 5,000 千円
- ・ 2.5ha 以上 3.0ha 未満 : 4,200 千円
- ・ 2.0ha 以上 2.5ha 未満 : 3,400 千円
- ・ 1.5ha 以上 2.0ha 未満 : 2,500 千円
- ・ 1.0ha 以上 1.5ha 未満 : 1,700 千円

なお、植栽本数については、地域森林計画における植栽本数の基準<sup>※1</sup>に配慮願います。

- ※1 低コスト造林のため、活着率の高い植栽方法又は初期生長が期待できる植栽法による場合は、1ヘクタール当たり1,000本～2,000本とすることも可とする。

## 4 補助の条件等

- (1) 他の補助事業との重複がないこと。
- (2) 令和7年3月31日までの完了（県による履行調査まで）を原則とし、左記期日までに完了しないことが見込まれる場合は、別に定める所定の手続を行うこと。
- (3) 事業開始前までに森林所有者の同意が見込まれること<sup>※2</sup>。
- (4) 事業実施後は適切な保育に努めること。
- (5) 低コスト造林の実施効果を自己分析し、事業実施後3年間にわたり低コスト化の効果及び活着状況等について報告を行うとともに、枯死木が著しく多い場合は、補植等により健全な成林に努めること。
- (6) 現地検討会の開催や視察の受け入れ等、普及PRに努めること。

※2 応募段階において事業地が確定していない場合、見込みによる応募を可能とします。

この場合、事業地確定後に所定の書類を追加で提出いただくとともに、事業地が確保できなかった場合は、採択が取り消されますので御留意願います。

## 5 募集期間

募集期間は、令和6年4月12日（金）から令和6年5月24日（金）までとします。

なお、募集期間内で予定件数に満たなかった場合は予算の範囲内で追加募集します。

## 6 応募方法

以下様式に必要事項を記入し、施行箇所の所在地を管轄する各地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所（林業振興部林業振興班）宛て提出してください。様式等は宮城県公式ホームページ「低コスト再造林の実践提案募集について」のページにも掲載されていますので活用願います。

### 【応募様式】

- ・ 別紙様式
- ・ 別紙1 （実施設計書表紙）
- ・ 別紙1－2（実施設計書）
- ・ 別紙1－3（年度別概算コスト比較表）
- ・ その他、設計書添付資料

## 7 審査方法

事業費の削減幅や低コストの取組に対するアイデア等を評価した上で順位付けを行い、予算の範囲内で補助を行います。

なお、審査に当たっては、審査会を開催しますので、担当者は出席願います。

- (1) 開催時期：令和6年6月5日（予定）
- (2) 開催場所：宮城県仙台合同庁舎の会議室
- (3) 審査方法：上記6及び補足資料の説明、質疑応答
- (4) 審査基準：以下の審査項目及び配点（合計50点）により行う。

項目	配点	審査の視点
低コスト化	15	① 別紙1-3コスト比較表により、コストの削減状況を評価。 ② 最新機械の導入等、初期経費を要する取組の場合、一定期間経過後におけるトータルコストについても評価する。
省力化	15	① 地拵え、植栽、保育、獣害対策、現地調査等のいずれか（又は複数）の工程において、省力化が図られているか評価。 ② 省力化の内容については、機械、器具等の使用によるもののほか、作業上の工夫によるものを含む。
波及効果	10	① 技術的な観点からの波及効果について評価。 ② 地域的な観点からの波及効果について評価。 ③ 事業者による事例PRの手法が波及につながるか評価。
独自性	5	○ 県内における類似の取組の有無等から評価。
その他加点	5	○ 実践提案の内容を総合的に評価し、必要に応じて加点。

## 8 審査結果

審査結果については、後日、全ての提案者に対し文書で通知するとともに、提案者の個別の評価点が特定できないように配慮した上で、名称及び評価点等を公表します。

なお、審査結果に関する質問には応じないものとします。

## 9 事業の実施

採択された場合には、事業に着手する前に施行箇所の所在地を管轄する各地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所（林業振興部林業振興班）に補助金交付申請書を提出する必要があります。